

第36回はむら夏まつり 写真コンクール入賞者発表

第36回はむら夏まつりの写真コンクールに、121作品の応募がありました。多くの方の応募ありがとうございます。

入賞作品は、第42回羽村市産業祭の会場内に展示します。

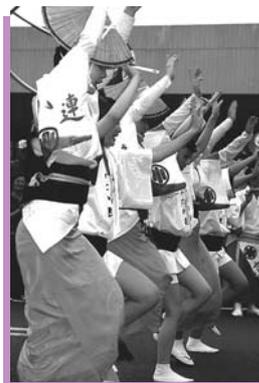
■特薦 安達健吾さん「真夏の熱演」
■特選一席 小川清治さん「気合を入れて」

■特選二席 松内富実夫さん「ヨコタ、七夕ダンサー」

※入選・佳作について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ムページをご覧ください。

問合せ 第36回はむら夏まつり実行委員会写真コンクール部会(羽村市商業協同組合) ☎555-15421



▲「特薦」安達健吾さんの作品

稲作体験「脱穀」の日程変更

10月22日(土)に行う予定だった脱穀は10月23日(日)へ変更になりました。

当日は初の試みとして、「餅つき」と「はむら太鼓の演奏」を行います。ぜひ、お越しください。

日時 10月23日(日)午前10時開始(前日または当日雨天の場合は30日(日))

会場 根がらみ前水田
対象 小・中学生

※直接会場へお越しください。
※汚れてもよい服装で参加してください。

主催 青少年対策地区委員会連絡協議会
問合せ 児童青少年課児童青少年係、(若松) ☎555-18806



シリーズ 地域で子どもを育てる 青少年対策地区委員会の紹介

最終回

青少年対策 武蔵野地区委員会

武蔵野地区委員会は、武蔵野小・三中学区の5つの町内会・自治会(神明台上、都営神明台、双葉富士見、双葉町松原、神明台住宅)とPTAの皆さんの協力で、「みずから学ぶ」の言葉のもと子どもたちの成長を見守りながら活動しています。他地区委員会と合同で行う活動のほか、地区独自の活動も多数行っています。その一部を紹介します。

■夏休みイベント ラジオ体操

武蔵野小の校庭に毎朝70人近くの子どもたちが集まっています。雨の日でも子どもたちは休まずやっています。高学年には、前に出て体操の見本をやってもらっています。父母の方々の参加も増えています。毎朝参加していただいています。

青少年対策地区委員会は、「羽村市青少年問題協議会」の附属機関として、青少年問題に関する施策を具体化するため、市内7つの小学校区ごとに設置しています。

映画会

数ある名作の中から選りすぐりの作品を武蔵野小で上映します。夜の開催なので、帰宅時の安全確保をPTAの方々に協力いただいています。

動物公園夜間散策会

動物たちの夜の生態観察ツアーを行っています。

■物作り教室

秋には「トングリ細工教室」、2月に「凧作り・凧あげ」という物作り教室を行っています。

そのほかに今回紹介しきれない活動内容については、武蔵野地区委員会のホームページに掲載しています。

各活動については青少年だけでなく、父母の方々はじめ大人の参加も大歓迎です。ぜひ、参加していただき、子どもたちと一緒に楽しみながら、子どもたちの成長を共に見守って行きましょう。

問合せ 児童青少年課児童青少年係

新たな子ども手当の受付け

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、子ども手当の受付けを行います。10月下旬に案内を送付します。

なお、この期間に手続きが完了しないと平成24年2月の支払いに合わない場合があります。

ただし、この期間に手続きが完了しない場合でも、

平成23年10月1日時点で支給要件に該当している方は、平成24年3月31日までに請求手続きを行えば、平成23年10月分の手当から受給できることとなります。

受付場所 市役所2階子育て支援課支援係

受付期間 11月1日(火)～8日(火)午前9時～午後5時

(正午～午後1時を除く)

※11月2日(水)は午後8時まで受け付けます。

※11月3日(木)は祝日のため受け付けできません。

※11月5日(土)・6日(日)も受け付けます。

申請の対象となる方 平成23年10月1日現在、市内在住で国内に住所のある子どもを養育している方

申請に必要なもの ①申請者の加入している健康保険証の写し②印鑑(朱肉を使用するもの)③外国籍の方は、外国人登録原票記載事項証明書または

外国人登録証明書

※口座は基本的に現在登録のある口座を使用します。

※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。

※10月以降に出生・転入した方は新たに手続きが必要

要です。

※公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください。

問合せ 子育て支援課支援係

意見をお寄せください

羽村市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)

これまで東京都が行ってきた墓地など(墓地・納骨堂・火葬場)の経営の許可事務が、国の地域主権戦略大綱に基づき市へ権限委譲されることとなりました。

このため、羽村市の実情に応じた許可基準や手続きなどを規定した条例を制定し、平成24年4月1日から施行します。皆さんの意見をお寄せください。

募集期間 10月17日(月)～11月15日(火)午後5時必着

閲覧場所 10月17日(月)から市役所2階生活環境課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページ

応募対象 市内在住・在勤・在学の方および墓地などの経営に利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ(様式は問いません)

※電話での受け付けはできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市ホームページで確認することが出来ます。

注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

○意見に対する個別の回答はできません。

○受け付けた意見を考慮した結果は、個人情報を除き、整理・要約した内容を市ホームページなどで公表します。

提出先・問合せ 羽村市生活環境課生活環境係

〒205-8601 (所在地記載不要)

〒205-8601 (所在地記載不要)

〒205-8601 (所在地記載不要)

FAX 554-2921

✉s208000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市墓地等の経営の許可等に関する条例(案) 概要

条例(案)では、次のことなどを定めています。

永続的かつ安定的な墓地経営のための経営主体

○地方公共団体の外、主たる事務所を一定期間以上市内に置く宗教法人・公益法人が墓地経営を行えるようにします。

○周辺住民からの理解を得るための周知方法や協議

○周辺住民に対する説明会の開催を墓地などの設置予定者に義務付けます。

○周辺住民から意見の申し出があった場合、墓地などの設置予定者に対して周辺住民と協議するように定めます。

○周辺の生活環境に配慮した墓地などを確保するための経営許可の基準

○墓地の設置場所

○墓地を営業しようとする者の所有する土地であること

○墓地の構造基準

・周囲に障壁、生垣などを設置すること

・規模に応じた駐車場を設置すること

・ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所を設けること

○そのほか、納骨堂・火葬場の設置場所および構造基準

○利用者の安全と環境衛生を確保するため、墓地などの管理者が講ずべき措置

○墓石の倒壊や施設の老朽化に速やかに対応すること

○墓石の倒壊や施設の老朽化に速やかに対応すること

○墓石の倒壊や施設の老朽化に速やかに対応すること